

鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）

（素案）

海、山、みどり、自然、歴史、文化・・・

鎌倉らしさの中で

子どもたちの明るい笑顔と元気な声が未来をひらく



素案に対する皆様のご意見をお待ちしています。

素案にご意見のある方は、別紙「素案に対する意見用紙」にご記入のうえ、平成22年2月10日（水）までにご提出ください。

提出方法は市役所こどもみらい課の窓口にご持参いただくか、郵送・FAX・E-mailでも提出いただけます。また、ホームページから素案・意見用紙を入手できます。

皆様から寄せられたご意見を参考に、平成22年3月を目途として「鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）」を策定する予定です。

鎌倉市こどもみらい部こどもみらい課推進担当

〒248-8686 鎌倉市御成町1 8 - 1 0

電話：0467-23-3000 内線2651 FAX：0467-23-8700(代表)

e-mail：mirai@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページ：http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kodomokyoku/jisedai/jisedai-top.htm

平成22年1月

鎌 倉 市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 基本理念	5
2 基本的な視点	6
3 基本目標	7
4 重点取組み	9
5 施策の体系	11
第3章 施策の推進方策	13
1 基本目標別の施策展開	13
基本目標1 地域で子育てを支援するまちづくり	13
基本目標2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり	19
基本目標3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり	23
基本目標4 子どもと子育てにやさしいまちづくり	29
基本目標5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現できるまちづくり	32
基本目標6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり	34
2 ライフステージに合わせた施策展開	38
第4章 目標(計画重点指標)	44
1 特定事業の目標値	44
2 計画の目標	45
第5章 計画の推進に向けて	47
1 推進体制の充実・強化	47
2 市民や地域との協働による推進	47
3 計画の進行管理	47

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

鎌倉市（以下「本市」という。）は、次代を担う子どもたちが夢を持って健やかに育ち、親が安心して子育てができる鎌倉の実現を目指し、平成 17（2005）年 3 月に「鎌倉市次世代育成きらきらプラン（前期計画）」（以下「前期計画」という。）を策定しました。

この前期計画は、平成 15（2003）年 7 月に次世代育成支援対策推進法（以下「法」という。）が制定され、地方公共団体で、次世代育成支援対策の実施に関する総合的な行動計画策定が義務付けられたことを受け策定したものです。

前期計画策定以降、「子どもが健やかに育つまち、子育ての喜びが実感できるまち、子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」を基本理念とし、子育て支援を推進してまいりました。

国は少子化対策として、平成 19（2007）年 12 月に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとししました。

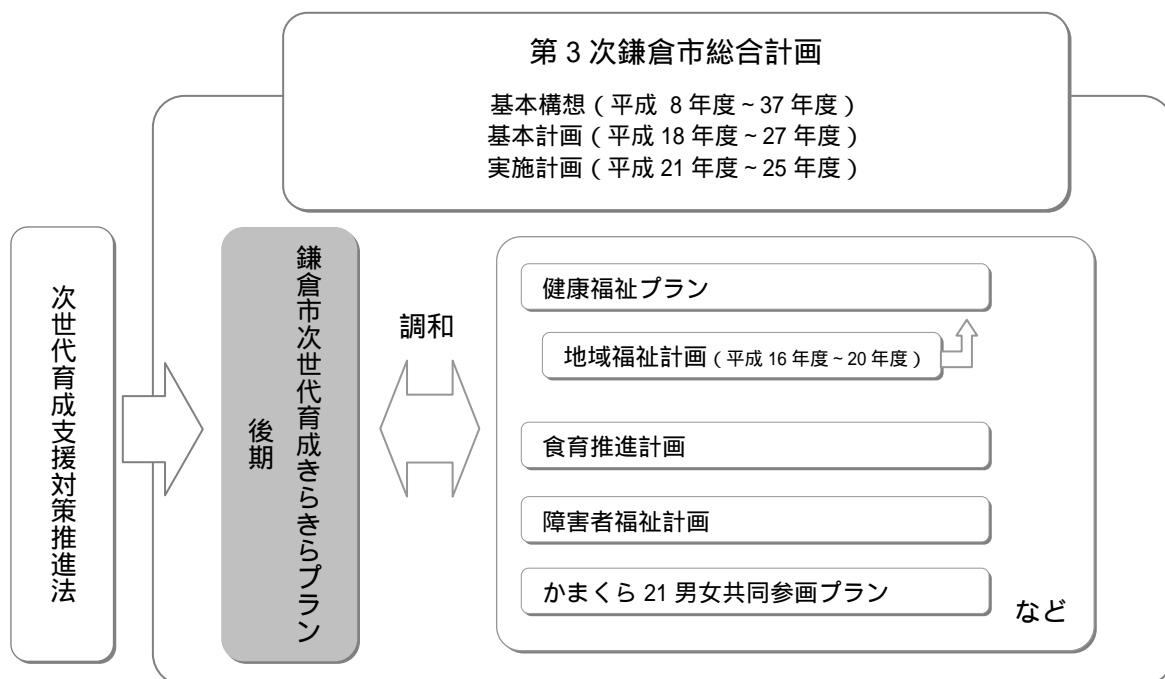
また、平成 20（2008）年 2 月には、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、現在幼い子どもがいて働いていない母親の就労希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充に向けた取組みを示しました。

こうした時代に即した子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、さらに、平成 21 年 3 月に法の一部が改正されたことを受け、前期目標年度である平成 21（2009）年度に、これまで取り組んできた計画の見直しを行い、平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度までの期間とする「鎌倉市次世代育成きらきらプラン（後期計画）」（以下「後期計画」という。）を改めて策定するものです。

2 計画の位置付け

後期計画は、法に基づき、本市における子どもと子育て家庭を支援するため、行政、地域、企業など地域社会全体で協力・協働し、取り組むものとして策定します。

また、「鎌倉市総合計画」及び他の関連計画との調和を保つものとします。



3 計画の期間

計画は法により、5年ごとに策定することとされています。また、法は10年間の時限立法であることから、計画期間は10年間で、平成17年度を初年度とし、平成21年度までの5年を前期、平成22年度から平成26年度までの5年を後期としており、この計画は後期計画にあたるものです。

H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
前期計画									
				見直し	後期計画				

4 計画の策定体制

(1) 鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査の実施

後期計画の策定にあたって、子育て家庭等の意識や生活実態、サービスの利用状況・利用希望等を把握し、本市が取り組むべき課題の検討を行うため、「鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査」(以下「ニーズ調査」という。)を実施しました。

調査対象

市内の就学前児童(0～5歳)の保護者から1,750人、就学児童(1～6年生)の保護者から1,750人、25～40歳市民から500人、合計4,000人を無作為に抽出

調査期間・方法

平成21年2月25日～平成21年3月17日 郵便による配布、回収

回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童(0～5歳)	1,750	1,212	69.3%
就学児童(6～12歳)	1,750	1,167	66.7%
25～40歳市民	500	274	54.8%
合計	4,000	2,653	66.3%

(2) 「鎌倉市次世代育成支援対策協議会」の設置

次世代育成支援対策に関し、市民や専門家等の意見を広く反映させるため、公募による市民、地域の関係団体、学識経験者、行政関係機関等の関係者で構成する「鎌倉市次世代育成支援対策協議会」を設置しています。次世代育成支援対策の後期計画の策定に当たっては、現在抱えている課題や問題点・要望等について意見交換を行いました。

(3) 「鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会」の設置

次世代育成支援対策の総合的、効果的な推進を図るため、「鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会」を設置し、全庁的な取組みを行いました。

また、後期計画の策定過程を通じて、子育てに関係する各関係部課で行われている事務事業の進捗状況を聞き取り、問題点を把握するとともに、ニーズ調査や統計データなどを用いて、前期計画の検証を行いました。

(4) その他意見の聴取

市民等の幅広い意見を反映し、本市の特性に応じた後期計画を策定するため、市民懇談会や団体別懇談会、子どもとの意見交換を実施しました。それぞれの立場からご意見を伺い、現在抱えている課題や問題点・要望等の把握を行いました。

第2章 計画の基本的な考え方

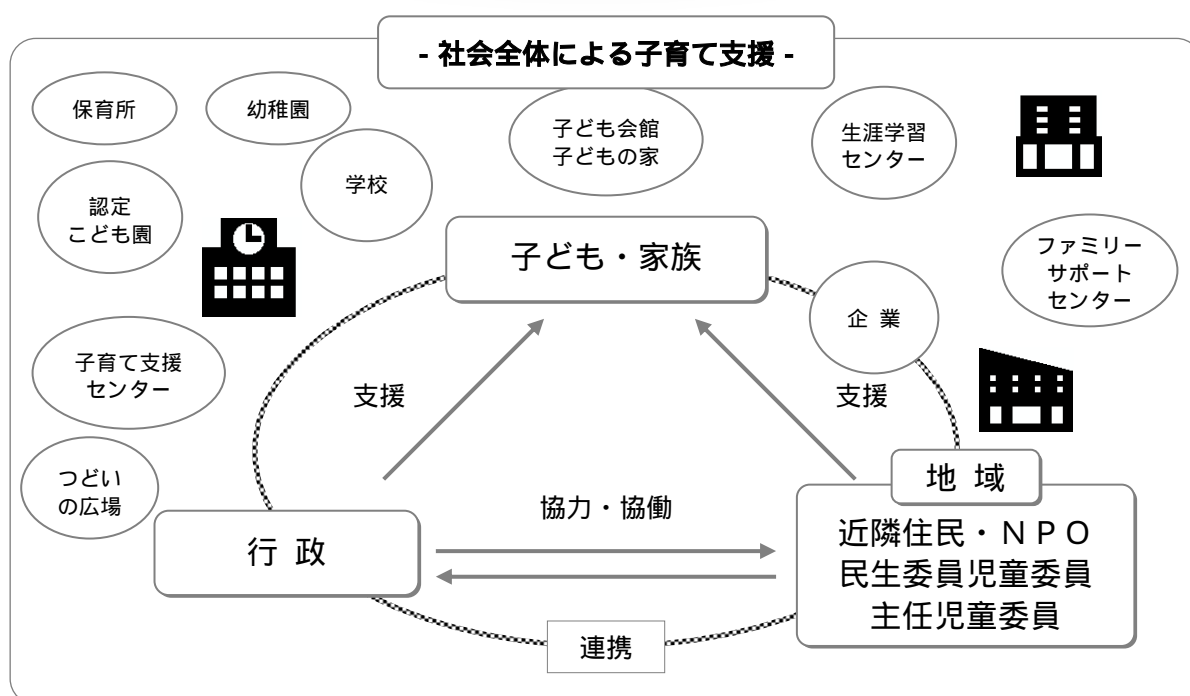
1 基本理念

近年、少子高齢化と核家族化が進行し、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、家族や地域での養育力の低下が懸念されるなど、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

地域や職場の人々の理解と協力のもとに生活の多様性を認め、それを維持できるように社会全体で子育てを支える仕組みづくりが求められています。子どもの意思と権利を尊重し、子どもが育つ力を伸ばすとともに、安心して安全に子どもを生み育てるための支援が必要です。

次代を担う子どもたちが夢を持って健やかに育ち、親が安心して子育てができる鎌倉の実現を目指し、子育て支援を推進します。

「子どもが健やかに育つまち
子育ての喜びが実感できるまち
子育て支援を通してともに育つまち・鎌倉」



2 基本的な視点

(1) 健やかに育つ

子どもが健やかに成長するには、発達段階に応じたきめ細かなサービスを提供するとともに、子どもの権利と主体性が保障されることが必要です。

子どもが自らを大切に、自然や人の命の大切さを学び、社会性を身に付けるように支援し、子どもが互いを認め合い支えあって、育つことが大切です。

また、鎌倉で育った子どもがいつまでも鎌倉で暮らしていくためには、地域への愛着を深めることが重要です。

本市は、海や山、みどり、自然、歴史、文化などの資源に恵まれています。鎌倉の良さを子どもの頃から感じ健やかに育つためにも、鎌倉らしさを生かした取り組みを行うことが重要です。

(2) とともに育てる

子どもが健やかに成長するためには、親が愛情と責任を持って子育てをするとともに、行政がすべての市民、子育てにかかわるグループや企業と協働し、「地域力」を高め、地域で子育て家庭を支えていくことが重要です。

行政が担う「公助」と地域に根ざした「共助」の連携により、多様なニーズに対応できるような子育て支援をめざし、すべての市民が、地域や家族とともに子どもの成長を優しく温かく見守り、思いやりを持って支えていくことが求められます。

(3) とともに育つ

「育児は育自」と言われるように、人は子どもを育てることや、子育てを支援する経験を通して、様々なことを学び、成長していくことができます。

また、地域の子育て支援を進めることは、子どもを中心に地域のつながりを生み出すことにもなります。

さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をめざす中、企業も子育て支援を通じて、地域の中に根づき、社会的責任を果たすことができます。子育てを通じて地域全体が育つまちづくりが求められます。

3 基本目標

(1) 地域で子育てを支援するまちづくり

心身ともに健康な子どもを育てるには、行政の支援に加えて地域の人々の理解と協力が不可欠です。子育てを支える地域社会の実現を目指し、市民の皆さんとの協働による子育て支援を推進します。



(2) 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

子どもと親が生涯を通じて心身ともに健康な生活を送れるよう、発達と心身の状況の変化に対応し、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携を図った取組みを進めます。



(3) 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応して個性豊かに主体的に生きる力を身に付けるとともに、生命を尊ぶ心を育むことの重要性を認識し、次代の親へと成長していくことが期待されます。

子どもが自らを大切に、社会性を身に付けるように支援したり、家庭、保育所、幼稚園、学校など地域全体で、様々な学習の機会を通して豊かな人間性を培うため、教育環境の整備を推進します。



(4) 子どもと子育てにやさしいまちづくり

子どもが健やかに成長していくためには、居住環境が整備されるとともに、安心して外出・移動できる都市環境の整備が必要です。“子育てバリアフリー”の観点から利用しやすい道路や公共施設の整備・充実を進めるとともに、子どもを事故や犯罪の被害から守り、安全で安心できるまちを目指します。



(5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるまちづくり

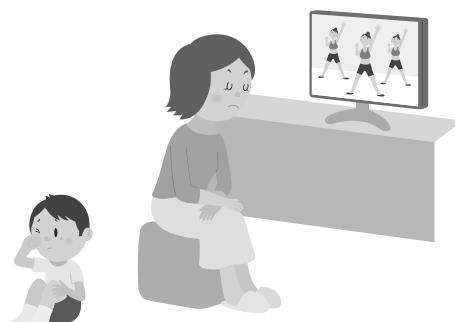
ワーク・ライフ・バランスを実現するため、仕事と家庭において男女が協力して子育てができるよう、労働環境の整備・充実を図るための取組みを支援します。また、市役所自らが率先してワーク・ライフ・バランスの率先垂範に努め、意識啓発を進めるとともに、多様な働き方を選択できるよう保育サービスの充実や情報提供に努めます。



(6) 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

多様化している子育て家庭の中でも、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭は様々な困難を抱えていることも多く、家庭の実情に合った的確な支援を提供することが必要です。

また、子どもへの虐待の未然防止に努め、不幸にも虐待を受けている子どもはもとより、虐待してしまう親への一貫した切れ目のない支援に取り組めます。



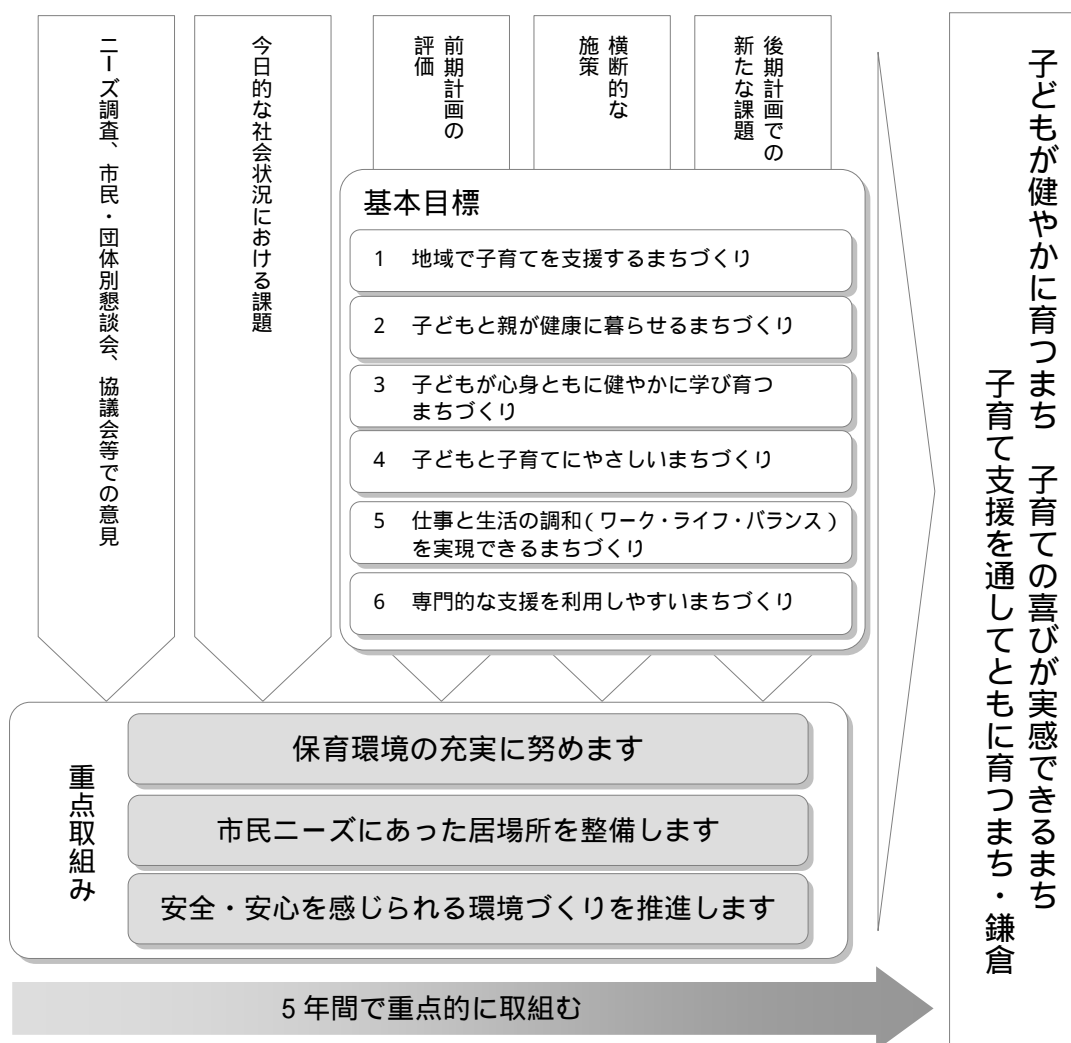
4 重点取組み

子育てをめぐる様々な問題を解決するため、基本目標及び主要施策（5 計画の体系参照）を設定し、次世代育成支援の取組みを進めていきますが、多岐にわたる施策の中で、鎌倉市として、今後 5 年間に重点的に取り組むべきことを「重点取組み」として位置づけます。

重点取組みは、以下の視点を考慮して設定します。

ニーズ調査、市民・団体別懇談会、協議会等での意見
 今日的な社会状況における課題
 前期計画の評価から、引き続き推進が必要とされたもの
 一つの主要施策への取組みでは解決に至らないもの（横断的な施策）
 後期計画における新たな課題

本計画では、「保育環境の充実に努めます」、「市民ニーズにあった居場所を整備します」、「安全・安心を感じられる環境づくりを推進します」の 3 つを重点取組みとして設定します。



(1) 保育環境の充実に努めます。

国は、平成 20 (2008) 年に「新待機児童ゼロ作戦」を定め、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにするための取組みを推進しています。

本市においても、前期計画策定時には 16 か所であった保育所を 17 か所に増やすなど待機児童対策に努めてきましたが、女性の就労率の上昇などによる入所希望者の増加により待機児童の解消には至っていません。また、子育て家庭の就労形態が多様化し、保育ニーズも、延長保育や低年齢児保育、一時預かりなど多様化しています。

「新待機児ゼロ作戦」における、仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) や保育サービスの質の確保等の視点を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする様々な保育環境の質の向上、量の充実に努めます。

(2) 市民ニーズにあった居場所を整備します。

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化が懸念されています。また、市民・団体別懇談会では「妊娠中に孤独を感じる」といった意見もあり、妊娠期から地域や他の子育て家庭との関わりを持つことが重要です。

さらに、子どもの成長過程においても、さまざまな人とのふれあいや、鎌倉の特徴を生かした自然や歴史・文化などに触れる機会の確保が大切です。

本市では、子育て支援センターやつどいの広場、子ども会館や青少年会館など、子育て家庭や子どもの居場所づくりを進めてまいりました。しかしながら、施設が使いづらい、設備が不十分、施設があることを知らなかったとする人もいて、有効に利用されていない現状があります。

既存の公園や施設などを活用し、親や子、親子など、いろいろな対象に対するさまざまな種類の居場所づくりを行うとともに、利用者の視点から、使いやすい仕組みや、きっかけとなる仕掛け作りを取組みます。

(3) 安心・安全を感じられる環境づくりを推進します。

近年、子どもが被害者として巻き込まれる事件が多発し、また、凶悪性の強い事件の報道が目につくようになりました。幸い本市では、各地域で自主防犯活動団体による防犯パトロールや登下校時見守り活動が行われ、また、防犯アドバイザーの配置やこども安全パトロールなど、防犯体制の充実に努めるなどして、県内でも本市の犯罪発生率は低くなっていますが、幼小期に犯罪被害に遭った場合は、心理的トラウマなど生涯にわたる多大な影響が生じる可能性があります。

また、市内で出産できる施設が少なくなっている中で、安心して産み育てる環境を整備するため、平成 21 年 2 月に鎌倉市医師会立の産科診療所「ティアラかまくら」が開設され、その後の運営を支援しています。

様々な面でのさらなる安全・安心を感じられる環境づくりの推進が求められており、今後もその取組みの充実に努めます。

5 施策の体系



主要施策	施策の方向
1 - 1 情報提供の充実	ライフステージに応じた情報提供の充実、父親に対する情報提供の充実、あらゆる手段や機会を通じた情報発信 など
1 - 2 相談体制の充実	相談事業における連携の強化、身近で気軽に相談できる仕組みづくり
1 - 3 地域における子育て支援サービスの充実	地域でお互いに助け合う仕組みづくり、親子で集え、地域で交流できる機会の充実、様々な支援サービスの充実
1 - 4 保育サービスの充実	多様化する保育ニーズへの対応、保育の質の向上
1 - 5 子育て支援のネットワーク体制の充実	関係機関等の連携強化・協働、庁内における関係各課の連携強化
1 - 6 経済的支援の充実	子育て家庭に対する経済的な支援
2 - 1 子どもと親の健康の確保	利用者の視点に立った健診等の実施、妊産婦期における育児不安の軽減
2 - 2 食育の推進	計画に基づく食育の推進
2 - 3 思春期保健対策の充実	喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、健康づくりや性に関する正しい知識の普及
2 - 4 安心して産み育てられる医療体制の充実	小児医療体制の充実、産科医療体制の充実
3 - 1 次代の親の育成	乳幼児等との世代間交流の仕組みづくり、男女共同参画に関する意識啓発
3 - 2 学校の教育環境の充実	基礎学力の向上、地域特性を生かした教育環境の整備、障害のある生徒に対する教育環境の充実 など
3 - 3 家庭や地域の子育て力の向上	地域での見守り体制の強化、世代間交流の仕組みづくり、地域の人との交流の機会の充実 など
3 - 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子どもが健全に育つ環境づくりの充実、情報モラル教育の充実
4 - 1 良好な生活環境の整備	ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進、市営住宅の確保、憩いの場、遊び場の整備 など
4 - 2 安全・安心まちづくりの推進	地域における見守り活動等への支援の充実、防犯・防災に関するネットワークづくり など
4 - 3 子どもと親子の居場所づくりの推進	子どもの居場所づくり、親子で集える場所の充実、子育て中の気持ちを共感しあえる機会の提供
5 - 1 多様な働き方のできる環境の整備	ワーク・ライフ・バランスに向けた意識改革の推進、ライフステージに応じた就労支援 など
5 - 2 仕事と子育ての両立の推進	仕事と家庭における男女平等な責任の両立、保育サービスの充実
6 - 1 児童虐待等の防止対策と支援の充実	児童虐待の早期発見・早期対応、相談窓口や児童虐待防止ネットワークの充実 など
6 - 2 ひとり親家庭への支援の充実	母子・父子家庭への適切な支援
6 - 3 障害のある子どもとその家族への支援の充実	障害のある子どもに対する預かりサービスの充実、発達障害のある子どもへの支援 など

印は P21 重点取組みを推進するための施策です（重点施策）

第3章 施策の推進方策

1 基本目標別の施策展開

基本目標1 地域で子育てを支援するまちづくり

主要施策1-1 情報提供の充実

現状と課題

核家族化の進行により、家庭の中で経験から得られた子育ての知恵が、祖父母から父母へ、父母から子へ継承されるケースは少なくなっています。

また、マスメディアやインターネットを通じて子育てについての大量な情報が氾濫し、子育て中の親が子育てに必要な情報を見失いやすい状況にあります。

こうした中、本市では、「かまくら子育てナビきらきら」を発行するなど子育てに関する情報提供の充実に努めています。

ニーズ調査の結果によると、子育てを楽しく行うために必要なサービスについて、「子育てに関する総合的な情報提供」が就学前児童の保護者で29.1%、就学児童の保護者では35.4%となっており、子育てに関する総合的かつ利用しやすい情報提供の充実が求められています。

協議会、市民・団体別懇談会等においては、妊娠・出産期や乳幼児期などのライフステージを通じた切れ目のない情報提供が求められています。さらに、妊娠・出産期に母親が孤独感や不安感を感じる人が多いので、父親が協力して子育てに取り組むための情報提供も重要です。

情報は、誰もが身近な場所で収集できることが重要であり、今後もあらゆる手法や機会を通じて、情報提供を行う仕組みを充実する必要があります。

施策の方向性

ライフステージに応じた情報提供の充実

父親に対する情報提供の充実

あらゆる手段や機会を通じた情報発信
(身近な場所で情報収集ができる仕組みづくり)

情報が必要な人に確実に届く仕組みづくり

行政内における子育て支援情報の共有

具体事業	
1-1-1	かまくら子育てメディアスポットの運営
1-1-2	「かまくら子育てナビきらきら」の発行
1-1-3	父子健康手帳

主要施策 1 - 2 相談体制の充実

現状と課題

子育て家庭と地域の人々との交流の機会が少なくなる中で、孤立し、家庭の中でひとりで子育てに悩む親が増加しています。

本市では、子育て中の親が気軽に子育ての悩みや不安を話し合ったり、相談できる場の提供に努めています。

ニーズ調査の結果では、子育てをしていて分からなくなることがある人(「よくある」「時々ある」を合わせた割合)は、就学前児童の保護者で58.7%となっており、多くの親が子育て中に不安を感じていることが伺われます。

子育ての不安に関する内容は様々で、不安を感じていることを解消していくことが重要であり、身近で気軽に相談できる仕組みづくりを充実するとともに、関係機関との連携を強化するなど相談体制をより一層、充実する必要があります。

施策の方向性

子育てに共感できる機会の提供

相談事業における連携の強化

身近で気軽に相談できる仕組みづくり

具体事業	
1-2-1	地域子育て相談体制
1-2-2	「こどもと家庭の相談室」の実施(重複掲載6-1-4)
1-2-3	各種相談体制の充実及び連携
1-2-4	育児相談及び講演会
1-2-5	地域の民生委員児童委員、主任児童委員の活動

主要施策 1 - 3 地域における子育て支援サービスの充実

現状と課題

近年、子育てにおける孤立感や、子育てに対する負担感の増大により。親の育児不安が指摘されており、共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とする支援の充実が求められています。

こうした中、本市では、子育て支援センターやファミリーサポートセンター事業を通じて地域における子育て支援サービスの充実に努めています。

また、民生委員児童委員や主任児童委員、NPO や地域の子育て支援グループの活動も活発に行われています。

協議会、市民・団体別懇談会等においては、子育て家庭が地域で孤立しないよう、声かけや見守りを行い、地域の中で子育てを支えていくことが重要であるといった意見もあり、地域において、お互いに助け合っていける仕組みづくりが求められています。

また、出産前から子育ては始まっており、妊娠期から地域で交流できる機会の充実が重要です。

施策の方向性

地域でお互いに助け合う仕組みづくり

親子で集え、地域で交流できる機会の充実

様々な支援サービスの充実（すべての子育て家庭への支援）

具体事業	
1-3-1	子ども会館(重複掲載 4-3-1)
1-3-2	子育て支援センターの充実(重複掲載 3-3-2・4-3-2)
1-3-3	保育所における地域育児センター活動
1-3-4	つどいの広場事業(重複掲載 4-3-3)
1-3-5	市主催事業における託児サービス
1-3-6	ファミリーサポートセンター事業(重複掲載 5-2-3)
1-3-7	在宅子育て家庭支援事業
1-3-8	空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置支援
1-3-9	一時預かり(重複掲載 1-4-6)
1-3-10	短期入所生活援助(ショートステイ)事業
1-3-11	夜間養護等(トワイライト)
1-3-12	子育て支援行事等の開催
1-3-13	子育て親子講座事業
1-3-14	保育所のホール等を活用した地域での子育て支援事業
1-3-15	地域開放
1-3-16	幼稚園における学童保育
1-3-17	青空自主保育
1-3-18	青空自主保育
1-3-19	子育て支援の分かち合い
1-3-20	子育て支援グループの連携と交流子育て支援行事等の開催
1-3-21	子育てサロン(重複掲載 4-3-9)
1-3-22	一日冒険遊び場

主要施策 1 - 4 保育サービスの充実

現状と課題

近年は女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、土曜日、日曜日の勤務、パートタイム労働等、勤務形態も多様化しており、それにとまない保育ニーズも多様化しています。

本市では、平成 16 年度以降、認可保育所の分園設置や定員数の拡充に努めるとともに認定保育施設への支援、延長保育事業や休日保育事業、病後児保育事業など、通常保育の他多様な保育サービスを行ってきました。

今後も保育ニーズは増加することが考えられますが、限られた財源の中で、ニーズを的確に把握しながら事業の見直しや精査を行い、きめ細かな保育サービスを提供していく必要があります。

施策の方向性

多様化する保育ニーズへの対応

保育の質の向上

具体事業	
1-4-1	通常保育
1-4-2	延長保育
1-4-3	夜間保育
1-4-4	休日保育
1-4-5	病後児保育
1-4-6	一時預かり(重複掲載 1-3-9)
1-4-7	特定保育
1-4-8	低年齢児保育
1-4-9	統合保育(障害児保育)(重複掲載 6-3-10)
1-4-10	保育園児の健康管理
1-4-11	送迎保育ステーション事業
1-4-12	保育サービス評価
1-4-13	子どもの家(重複掲載 5-2-4)
1-4-14	障害児のための子どもの家の受入れ(重複掲載 6-3-11)
1-4-15	公立保育所の拠点化
1-4-16	保育施設の整備・活用
1-4-17	家庭的保育事業
1-4-18	公共施設等を活用した保育サービスの提供
1-4-19	預かり保育
1-4-20	幼稚園児の健康管理

主要施策 1 - 5 子育て支援のネットワーク体制の充実

現状と課題

家庭や地域を取り巻く社会状況の様々な変化とともに、人々の意識やライフスタイルが変化し、これまでの地域の中での「つながり」が希薄になっています。子育ての不安感や負担感が解消されない原因としては、その「つながり」が希薄になっていることも要因として考えられます。

こうした中、本市では、子育てに関係する団体等のネットワークの構築に努めてきましたが、まだ不十分な点もあり、さらなる関係機関等の連携・協働が求められています。

また、既存のネットワークを強化するとともに、庁内における関係各課の連携を強化し、子育て支援のネットワーク体制を充実することが重要です。

施策の方向性

関係機関等の連携強化・協働

庁内における関係各課の連携強化

具体事業	
1-5-1	ネットワークの促進
1-5-2	地域福祉活動

主要施策 1 - 6 経済的支援の充実

現状と課題

近年の長引く不況から、失業率の上昇や収入の減少から、家計に占める子育てに係る経済的負担の割合が増えてきています。

本市では、小児医療費の助成や幼稚園就園奨励費補助金の交付など、対象者の拡大や支給額の増額などを行い、経済的支援に努めてまいりました。

ニーズ調査の結果では、理想より持つつもりの子どもの人数が少ない理由について、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」は就学前児童の保護者で 80.6%、就学児童の保護者で 69.8%と高くなっており、今後も限られた財源の中ではありますが、経済的支援が必要な家庭に対して、継続して行う必要があります。

施策の方向性

支援が必要な子育て家庭に対する支援

具体事業	
1-6-1	私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付
1-6-2	ひとり親家庭の家賃の助成(重複掲載 6-2-6)
1-6-3	小児医療費助成
1-6-4	ひとり親家庭の医療費の助成(重複掲載 6-2-9)
1-6-5	障害者医療費助成(重複掲載 6-3-6)
1-6-6	就学援助事業
1-6-7	奨学金給付事業
1-6-8	児童手当
1-6-9	児童扶養手当(重複掲載 6-2-7)
1-6-10	特別児童扶養手当(重複掲載 6-3-7)
1-6-11	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金(重複掲載 6-2-8)
1-6-12	遺児卒業祝金贈呈
1-6-13	知的障害児通園施設利用支援(重複掲載 6-3-22)

基本目標 2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり

主要施策 2 - 1 子どもと親の健康の確保

現状と課題

女性にとって妊娠・出産は、短期間で心身の大きな変化に加えて、出産後すぐに始まる「子育て」という責任を担うことなどから、不安や悩みを生じやすい時期でもあります。このため、安全で快適な出産に向けた健康管理への支援、妊娠・出産・育児に対する不安の軽減や、子育てについての知識・技術の習得や体験する機会の提供など、母親・父親になるための準備が重要となります。

こうした中、本市では、妊婦及び乳幼児健康診査や親子健康相談などを通じて、子どもと親の健康の確保に努めています。

今後も健診や予防接種等において、受診率の向上を図るとともに、妊娠、出産、育児において母子を中心とした家族全体の心身の健康づくりを行うことが重要です。

施策の方向性

利用者の視点に立った健診等の実施

妊産婦期における育児不安の軽減

具体事業	
2-1-1	親子健康教育
2-1-2	妊婦及び乳幼児健康診査
2-1-3	親子健康相談
2-1-4	家庭訪問
2-1-5	予防接種
2-1-6	健診後のフォロー体制づくり
2-1-7	不妊相談の周知
2-1-8	上級・普通救命講習
2-1-9	感染症予防の啓発

主要施策 2 - 2 食育の推進

現状と課題

食は生活の基本であり、朝食欠食や不規則な食事等、食生活の乱れは、子どもの心や体の健やかな成長を妨げる大きな原因となります。そのため、子ども一人ひとりが食の大切さや正しい食習慣を身に付けることが大切であり、食育を通じて豊かな人間性を育み、良好な家族関係を築くことが期待されています。

ニーズ調査の結果では、子どもの朝食の状況について、「ほぼ毎日食べる」は就学児童で 96.1% と前回調査に比べ 2.4 ポイント増加しており、今後も平成 20 年 3 月に策定した食育推進計画に基づき食育を推進していくことが重要です。

施策の方向性

計画に基づく食育の推進

具体事業	
2-2-1	学校における食育の推進
2-2-2	親と子の食生活体験学習の開催
2-2-3	離乳食教室の開催
2-2-4	栄養相談・栄養指導の実施
2-2-5	乳幼児健診の場を通じた情報提供
2-2-6	保育所における食育の推進
2-2-7	かまくら食育クラブ員の活動支援
2-2-8	成長・発達にあわせたはたらきかけ
2-2-9	食育の啓発

主要施策 2 - 3 思春期保健対策の充実

現状と課題

ここ数年、性に関する問題を始め、薬物乱用、喫煙、飲酒等の低年齢化が進んでおり、こうした問題行動は年々増加傾向にあります。

また、思春期といわれる時期は、子どもから大人への過渡期であり、身体の著しい成長に比べ精神的・社会的に未熟であり、様々な問題が生じやすい時期といえます。

本市では、薬物乱用防止啓発活動を小中学校で実施し、スクールカウンセラーの配置やメンタルフレンドの導入など、思春期相談体制を充実させるとともに、思春期の子どもを持つ親に対する支援を行うなど、思春期保健対策に努めています。

今後も、思春期から青年期に向け、男女一人ひとりが、自らの心身の健康を意識し、自分とともに「ひと」をも大切にできるような教育・啓発を行っていくことが重要です。

施策の方向性

喫煙や飲酒、薬物乱用の防止、健康づくりや性に関する正しい知識の普及
精神的な悩みを抱える子どもに対する相談・支援体制の充実

具体事業	
2-3-1	思春期相談体制の充実
2-3-2	親に対する思春期理解への支援
2-3-3	学校における思春期教育の充実
2-3-4	児童・生徒理解研修会の実施

主要施策 2 - 4 安心して産み育てられる医療体制の充実

現状と課題

子どもの健やかな発育、発達を促すためには、必要な時にいつでも診てもらえたり、相談できたりする小児医療体制を確立することが大切です。医療機関は、病気の診断や治療のみならず、子どもの発育状態の確認や、健康や子育ての相談、感染症の予防等、家庭や地域で幅広い活動が期待されています。

また、医療の進歩などにより、妊産婦や新生児の死亡率は世界で最も低く、高い母子保健医療水準を維持していますが、より一層安全・安心な妊娠・出産を支援することが必要です。

本市では、小児救急医療体制の充実や産科診療所開設への支援などにより安心して産み育てられる医療体制の充実に努めています。

ニーズ調査の結果では、かかりつけ医の有無について、「いる」が就学前児童で91.7%、就学児童で79.2%と高くなっており、今後も医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、小児医療体制の強化を図る必要があります。

施策の方向性

小児医療体制の充実

産科医療体制の充実

具体事業	
2-4-1	小児救急医療体制の推進
2-4-2	小児緊急医療支援事業
2-4-3	かかりつけ医の確立
2-4-4	産科診療所運営への支援

基本目標 3 子どもが心身ともに健やかに学び育つ まちづくり

主要施策 3 - 1 次代の親の育成

現状と課題

地域社会でのつながりが薄れる中で、少子化、核家族化の影響により、家族で過ごす機会や、兄弟姉妹といった子ども同士が集団で過ごす機会が減少し、人間関係をつくる力が弱くなり、社会性不足や規範意識が希薄になっていることが指摘されています。

本市では、乳幼児等との交流の機会を充実させ、将来親世代となる子どもたちに家庭の大切さや子どもを生み育てる喜びを伝えていくことが大切と考えます。

今後も、乳幼児とふれあう機会の充実を図り、母性や父性を育むとともに、学校生活の中で、異性への理解や人格の尊重などについても、教科書や机上の学習だけでなく、体験を通して学ぶことに努め、子どもの頃からの男女共同参画意識を醸成することが必要です。

施策の方向性

乳幼児等との世代間交流の仕組みづくり

男女共同参画に関する意識啓発

具体事業	
3-1-1	学習情報の収集と提供(重複掲載 3-3-13)
3-1-2	性(命)の尊重、男女平等についての啓発
3-1-3	小学生と保育園児・幼稚園児の交流(重複掲載 3-2-9)
3-1-4	中学生と保育園児・幼稚園児の交流(重複掲載 3-2-10)
3-1-5	道徳教育での啓発
3-1-6	特別活動での啓発

主要施策 3 - 2 学校の教育環境の充実

現状と課題

家庭に次ぐ子どもの人間形成の場として学校や幼稚園の果たす役割は大きく、学校教育では子どもたちが環境の変化に柔軟に対応できるように、自ら学び考え、主体的に行動できる「生きる力」を育むことが重要です。

本市では、世代間交流や国際社会、情報化社会に対応するための事業を推進し、学校の教育環境の充実に努めています。

今後も、本市の自然豊かな地域特性を生かした自然体験やボランティア活動などの体験学習を積極的に進め、生命の尊重、他人への思いやりや自然を大切にすることを培う教育を推進する必要があります。

また、障害のある児童・生徒が、その障害の内容や個性に応じた適切な教育が受けられるように、教育環境の充実が必要です。

さらに近年、いじめや不登校等の問題も深刻化しており、学校における相談体制の充実が求められています。

施策の方向性

基礎学力の向上

地域特性を生かした教育環境の整備

障害のある生徒に対する教育環境の充実

学校における相談体制の充実

具体事業	
3-2-1	環境教育の推進
3-2-2	学校評議員制度
3-2-3	世代間交流
3-2-4	教育相談事業の充実
3-2-5	幼児教育に関する研究・研修
3-2-6	心の教育の推進・道徳教育の充実
3-2-7	国際社会への対応
3-2-8	情報化社会への対応
3-2-9	小学生と保育園児・幼稚園児の交流(重複掲載 3-1-3)
3-2-10	中学生と保育園児・幼稚園児の交流(重複掲載 3-1-4)
3-2-11	各種育成行事
3-2-12	安全で快適な学校教育環境の整備
3-2-13	体験学習の推進
3-2-14	かまくら子ども議会の開催
3-2-15	個に応じた指導の充実
3-2-16	読書活動の推進
3-2-17	各種補助員・介助員の派遣

具体事業	
3-2-18	ごみの発生抑制及び減量化、資源化啓発事業
3-2-19	幼児教育の振興
3-2-20	里山体験学習
3-2-21	幼稚園教諭の資質の向上

主要施策 3 - 3 家庭や地域の子育て力の向上

現状と課題

家庭はすべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣を取得し、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を持っています。しかし、核家族化、少子化、地域とのつながりの希薄化などにより、子育て家庭や家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、親の家庭教育に関する考え方にも変化が生じています。子どもにとって家庭は最初の集団で人間成長の基盤となることを再認識し、本来果たすべき役割を見つめ直していくことが必要です。

また、子どもが地域の一員として育ち、社会人として自立していくために子どもや親子が地域の人々との交流を図ることが重要です。

本市では、育児教育やPTAとの協働によるセミナーの実施により、家庭や地域における子育て力の向上を図るとともに、青少年指導員や子育て支援団体等による子ども参画事業を展開して地域での子どもの参画活動を推進してまいりました。

今後も市内全域で日常的に地域活動等に子育て家庭や子どもたちが参画できる場や仕組みを充実する必要があります。

25歳～40歳の市民に実施したニーズ調査の結果では、子どもが健全に育つために大切なこととして、「親子のコミュニケーション」が94.5%、「地域の人声がけや協力」が47.8%、また、地域の子育て支援で協力できることについては、「近所の子どもへの見守りや声かけ」が73.4%、となっており今後も家庭や地域での子育て力の向上に努めることが必要です。

施策の方向性

- 地域での見守り体制の強化
- 世代間交流の仕組みづくり
- 地域の人との交流の機会の充実
- 子どもが主体となった地域活動の充実
- 既存の地域資源の活用
- 家庭での子育て力の向上

具体事業	
3-3-1	ブックスタート事業
3-3-2	子育て支援センターの充実(重複掲載 1-3-2・4-3-2)
3-3-3	生涯学習施設の提供
3-3-4	育児教室
3-3-5	両親学級
3-3-6	地域での子どもの参画活動
3-3-7	子どものスポーツの育成
3-3-8	子ども会館・子どもの家における健全育成
3-3-9	学校開放の推進
3-3-10	青少年指導者の活動支援
3-3-11	小学生リーダー・ジュニアリーダーの育成
3-3-12	若者たちが育ち合う場の創設(重複掲載 4-3-4)
3-3-13	学習情報の収集と提供(重複掲載 3-1-1)
3-3-14	各種育成事業
3-3-15	総合型地域スポーツクラブの育成
3-3-16	保育所の地域子育て支援
3-3-17	放課後子ども教室(重複掲載 4-3-5)
3-3-18	放課後子どもプラン(重複掲載 4-3-6)
3-3-19	スポーツ活動の促進
3-3-20	多世代交流地域共同拠点の創設(重複掲載 4-3-7)
3-3-21	「市長への手紙(子ども版)」の設置
3-3-22	青少年健全育成活動
3-3-23	家庭と地域の教育力活性化セミナー
3-3-24	鎌倉てらこや事業
3-3-25	一日深沢プレーパーク
3-3-26	青少年の体験学習活動
3-3-27	助成事業
3-3-28	てらハウス事業
3-3-29	お泊り里山体験

主要施策 3 - 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、性や薬物、暴力等、有害な情報が子どもでも身近なところで簡単に入手できる環境にあり、子どもにかかわる様々な犯罪を起こす引き金としても懸念されています。

本市では、青少年健全育成に関する啓発や街頭補導活動を実施し、子どもを取り巻く有害環境対策を進めています。

ニーズ調査の結果では、テレビやゲームなどの残虐性や暴力描写について、「気になる」と「どちらかといえば気になる」を合わせた割合は、就学児童で 48.8%となっており、今後も子どもを取り巻く有害環境対策を推進する必要があります。

また、携帯電話の普及は、子どもが有害環境に触れる機会を増やし、情報モラル教育の充実も重要です。

施策の方向性

子どもが健全に育つ環境づくりの充実

情報モラル教育の充実

具体事業	
3-4-1	青少年健全育成に関する啓発
3-4-2	街頭補導活動の推進
3-4-3	社会環境実態調査及び有害図書類区分陳列等調査の実施
3-4-4	学校と警察の連携の強化(重複掲載 4-2-4)

基本目標 4 子どもと子育てにやさしいまちづくり

主要施策 4 - 1 良好な生活環境の整備

現状と課題

障害のある人や高齢者だけでなく、子どもとその家族が利用しやすい良好な住環境を整備することが重要です。

本市では、公共施設や交通機関などのバリアフリー化を促進し、子どもと子育て家族が生活しやすいまちづくりを進めています。

すべての市民が利用しやすい住環境の整備を進めるとともに、子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう支援する必要があります。

さらに、ニーズ調査の結果や協議会、市民・団体別懇談会等では、子どもの遊び場や居場所を求める意見が多く、公園や広場等の整備を今後も進めていく必要があります。

施策の方向性

ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

市営住宅の確保

憩いの場、遊び場の整備

幅広い世代が住みやすいまちづくり

具体事業	
4-1-1	歩道の整備
4-1-2	生活道路の整備促進
4-1-3	交通環境の検討
4-1-4	庁舎内のバリアフリー化の推進
4-1-5	公園・緑地の整備促進(重複掲載 4-3-8)
4-1-6	緑地の確保
4-1-7	駅施設の整備
4-1-8	住宅施策の推進
4-1-9	まちづくり活動の支援
4-1-10	市営住宅の整備促進

主要施策 4 - 2 安全・安心まちづくりの推進

現状と課題

安心して子育てをするためには、子どもを連れて気軽に外出できる安全で快適な住環境の整備とともに、犯罪や事故を未然に防ぐための仕組みづくりが重要です。

本市では、スクールゾーンの整備や公園灯の設置を行うとともに、自主防犯パトロール活動の推進や交通安全教室の充実など、市民や関係団体と連携した防犯事業を実施しています。

しかし、ニーズ調査結果では、子育てをしていて特に困ること、困ったことについて、就学前児童の保護者で「安心して子どもを遊ばせられる場所がない」が49.3%、「子どもが安全に通れる道路がない」が43.6%、「暗い通りが多く、犯罪被害にあわないか心配」が34.7%と、保護者の不安感が高く、今後も、住環境の整備を進めるとともに、地域において防犯に対する意識を高め、安心して暮らすことができる仕組みづくりが求められています。

施策の方向性

地域における見守り活動等への支援の充実

防犯・防災に関するネットワークづくり

安全・安心に関する情報提供・啓発の充実

犯罪や事故を未然に防ぐ取り組みの充実

事業名	
4-2-1	防犯灯管理費補助金の交付
4-2-2	防犯対策の充実
4-2-3	自主防犯パトロール活動の推進
4-2-4	学校と警察の連携の強化(重複掲載 3-4-4)
4-2-5	児童安全指導の開催
4-2-6	防犯教室の開催
4-2-7	関係機関、団体との協議会の開催
4-2-8	防犯体制の充実
4-2-9	防犯に関する普及啓発活動の実施
4-2-10	事件・事故等緊急対応のポイントの作成・配布
4-2-11	保護者と地域の連携による防犯活動の推進
4-2-12	防犯ブザーの配布
4-2-13	学校警備員の配置
4-2-14	こども安全パトロール員の巡回
4-2-15	交通安全教室の開催
4-2-16	スクールゾーンの安全対策
4-2-17	幼稚園の安全対策
4-2-18	幼稚園におけるメールシステムの活用

主要施策 4 - 3 子どもや親子の居場所づくりの推進

現状と課題

少子化や都市化の進行により、子ども同士や親子が地域の人や自然と触れ合う機会が減少しています。こうした状況は、子ども自身にゆとりがなくなり、仲間意識が希薄になり人格形成にも大きな影響を与えています。また、子育て家庭の孤立化にもつながり、地域での交流の機会や場所の提供が必要とされています。

本市では、遊びの場として、公園や青少年広場・子どもの広場、子ども会館や青少年会館の整備を行ってきました。また、つどいの広場事業や民生委員児童委員による子育てサロンなど、子どもや親子の居場所づくりに努めてまいりました。

しかし、協議会・市民・団体別懇談会等では、「公園や公共の施設が活用されていない」、「子どもが学校以外で集える場所がない」、「親同士で話すことで安心して子育てできるため、そのような機会を設けてほしい」、「子育て中のお母さんのリフレッシュの場となるようなイベントを開催してほしい」といった声が聞かれます。

今後も、施設などの整備やルールの見直し、子どもや親子の集うきっかけや機会の提供を積極的に行っていく必要があります

施策の方向性

子どもの居場所づくり

親子で集える場所の充実

子育て中の気持ちを共感しあえる機会の提供

具体事業	
4-3-1	子ども会館(重複掲載 1-3-1)
4-3-2	子育て支援センターの充実(重複掲載 1-3-2・3-3-2)
4-3-3	つどいの広場事業(重複掲載 1-3-4)
4-3-4	若者たちが育ち合う場の創設(重複掲載 3-3-12)
4-3-5	放課後子ども教室(重複掲載 3-3-17)
4-3-6	放課後子どもプラン(重複掲載 3-3-18)
4-3-7	多世代交流地域共同拠点の創設(重複掲載 3-3-20)
4-3-8	公園・緑地の整備促進(重複掲載 4-1-5)
4-3-9	子育てサロン(重複掲載 1-3-21)

基本目標 5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） を実現できるまちづくり

主要施策 5 - 1 多様な働き方のできる環境の整備

現状と課題

男女がともに子育てと仕事を両立できるよう、多様な働き方の選択が可能になる労働条件の整備や働き方の見直しが求められており、引き続き、労働者、事業主、地域住民等、広く社会全体の意識改革を進めることが重要です。

市役所自らが、ワーク・ライフ・バランスの推進に努め、さらなる意識啓発を進めていきます。

ニーズ調査の結果では、就学前児童の保護者における育児休業制度の利用状況は「母親が利用した」が16.9%、「父親が利用した」が0.2%となっており、母親と父親で利用状況に大きな差が出ています。そのため、ワーク・ライフ・バランス社会の形成について、男女双方への働きかけや意識改革を行う必要があります。

さらに、現在就労していない母親の就労希望の有無については、「すぐに働きたい」、「子どもが大きくなったら働きたい」が就学前児童の母親で合計67.3%、就学児童の母親で59.4%となっており、子育て中の母親が就労をするため、女性の再チャレンジ支援など、就労支援を充実する必要があります。

施策の方向性

ワーク・ライフ・バランスに向けた意識改革の推進

ライフステージに応じた就労支援

市役所におけるワーク・ライフ・バランスの率先した推進

具体事業	
5-1-1	育児休業制度の普及・啓発活動
5-1-2	就労環境改善への支援
5-1-3	就労情報の提供
5-1-4	育児休業対策に要する費用への資金融資環境の整備
5-1-5	「鎌倉市職員子育てサポートプラン」の推進

主要施策 5 - 2 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

子育て中の親を取り巻く課題の1つとして、仕事を持つ多くの人が仕事を中心とした生活を送ることにより、家族とともに過ごす時間を自由にとることができないといった状況が指摘されています。こうした状況が、仕事と子育ての両立をより困難なものにしています。しかし、近年の社会状況の変化による家族観やライフスタイルの多様化に伴い、仕事と生活の調和の実現については、国のワーク・ライフ・バランス憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針において、労使を始め国民が積極的に取組むことや、国や地方公共団体が支援することを定めるなど、社会全体の運動として広げていく動きが生まれました。

本市では、「かまくら 21 男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組みを行うとともに、仕事と子育ての両立を推進するため、保育サービスの充実に努めています。

近年、男性の子育てへの参画は増加しているものの、引続き、男女がともに子育てと仕事を両立できる社会の実現が求められています。また、男性も女性も自らの意思で職場や家庭、地域において活躍できる機会は増えており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が期待されています。

施策の方向性

仕事と家庭における男女平等な責任の両立

保育サービスの充実

具体事業	
5-2-1	男女共同参画社会づくり
5-2-2	父親への育児支援
5-2-3	ファミリーサポートセンター事業(重複掲載 1-3-6)
5-2-4	子どもの家(重複掲載 1-4-13)
5-2-5	各種保育サービス(重複掲載 主要施策 1-4)

基本目標 6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり

主要施策 6 - 1 児童虐待等の防止対策と支援の充実

現状と課題

近年、少子化の進行や地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、母親の多くは、妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、様々な不安を抱え、悩み続けているといわれています。さらに、親自身の精神的な問題や生活上のストレスなどの様々な要因が複雑に絡み合い、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな問題となっています。虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことになり、迅速かつ適切な対応が求められています。

ニーズ調査の結果では、自分は子どもを虐待していると思う（よくある、時々あるの割合）については就学前児童の保護者で 20.9%と、前回調査に比べ増加しています。そのため、誰もが虐待につながる潜在的な意識を持っているという前提にたった対応が重要であり、未然防止対策のさらなる充実とともに、虐待が潜在化していることも多いため、児童虐待などの被害にあった子どもを見過ごさず、早期発見と早期対応に努める必要があります。

また、身近に虐待が疑われる家庭がある場合でも、心情的に通報等をためらうこともあり、早期発見・早期対応につなげるため、虐待に関する相談窓口や通報の仕組みを明確化するとともに、相談窓口や児童虐待防止ネットワークのより一層の充実を図る必要があります。

本市では、児童虐待防止のネットワークである、鎌倉市要保護児童対策地域協議会を組織するなど、児童虐待等の防止に努めています。

さらに、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対するフォロー体制の充実を図る必要があります。

施策の方向性

児童虐待の早期発見・早期対応

相談窓口や児童虐待防止ネットワークの充実

児童虐待の被害を受けた子どもや保護者へのフォロー体制の充実

具体事業	
6-1-1	「子どもの権利条約」の周知
6-1-2	児童虐待防止の啓発
6-1-3	虐待の早期発見と予防
6-1-4	「こどもと家庭の相談室」の実施(重複掲載 1-2-2)
6-1-5	児童虐待防止ネットワーク組織
6-1-6	養育支援訪問事業

主要施策 6 - 2 ひとり親家庭への支援の充実

現状と課題

離婚などにより、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭では、家事・育児の負担が大きく、家庭でも様々な問題を抱えているほか、不安を抱えるケースが少なくありません。

本市では、ひとり親家庭相談や各種手当等の支援を行うとともに、自立のための支援事業を行っています。

今後も、支援が必要なひとり親家庭に対し、適切な支援を行うことが重要です。

施策の方向性

母子・父子家庭への適切な支援

具体事業	
6-2-1	ひとり親家庭相談
6-2-2	ひとり親家庭への貸付制度
6-2-3	家事支援の実施
6-2-4	ひとり親家庭の団体活動の支援
6-2-5	緊急保護体制の確保
6-2-6	ひとり親家庭の家賃の助成 (重複掲載 1-6-2)
6-2-7	児童扶養手当(重複掲載 1-6-9)
6-2-8	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金 (重複掲載 1-6-11)
6-2-9	ひとり親家庭の医療費の助成 (重複掲載 1-6-4)
6-2-10	自立支援教育訓練給付金事業
6-2-11	高等技能訓練促進費事業
・ 印については、母子・父子家庭共に利用対象の事業です。(母子・父子家庭で利用条件の異なる場合あり。6-2-5については、ショートステイのみ父子家庭も利用対象) 印のない事業については、利用対象が母子家庭のみの事業です。	

主要施策 6 - 3 障害のある子どもとその家族への支援の充実

現状と課題

ノーマライゼーション（*注）の理念が地域社会で定着する中で、障害の有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、積極的な社会活動を行えるよう、幼少のころから地域とのつながりをもち続けることが重要です。

さらに、障害がある子どもや発達に遅れのある子どもの自立や社会参加に向け、障害の早期発見、早期療育の推進に努め、乳幼児期から社会人への移行期まで、一人ひとりの多様なニーズに応じた一貫した相談支援体制の充実が求められています。

本市では、相談体制の充実などにより、障害の早期発見、早期療育に努め、障害のある子どもやその家庭への支援を行っています。

今後も引き続き、障害の早期発見、早期療育に努め、一時預かりや各種手当など、障害の種別や程度に応じたサービスの充実を図る必要があります。

*注：障害のある人となない人が、一緒に生活する社会が普通の社会であるという考え方

施策の方向性

障害のある子どもに対する預かりサービスの充実

発達障害のある子どもへの支援

障害の種別や程度に応じた支援

障害の早期発見のための体制の強化

地域での交流機会の充実

具体事業	
6-3-1	相談体制の推進
6-3-2	療育関係の施設の整備
6-3-3	統合保育の推進
6-3-4	発達支援指導
6-3-5	知的障害児通園支援
6-3-6	障害者医療費助成(重複掲載 1-6-5)
6-3-7	特別児童扶養手当(重複掲載 1-6-10)
6-3-8	就学相談
6-3-9	特別支援教育
6-3-10	保育所での統合保育(重複掲載 1-4-9)
6-3-11	障害児のための子どもの家の受入れ(重複掲載 1-4-14)
6-3-12	市民啓発事業
6-3-13	児童居宅生活支援費事業
6-3-14	障害児福祉手当
6-3-15	障害者福祉手当
6-3-16	障害者福祉タクシー利用料、バス共通カード購入費、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成事業

具体事業	
6-3-17	障害児放課後・余暇支援事業
6-3-18	補装具・日常生活用具の交付
6-3-19	発達支援システムネットワークの推進
6-3-20	5歳児すこやか相談
6-3-21	障害児者への相談支援体制の推進
6-3-22	知的障害児通園施設利用支援(重複掲載 1-6-13)
6-3-23	相談支援事業
6-3-24	要保護幼児へのきめ細かな対応
6-3-25	統合保育
6-3-26	音楽で遊ぼう
6-3-27	作って遊ぼうぐるるんぱ
6-3-28	施設見学
6-3-29	障害福祉相談員による相談
6-3-30	プールであそぼう
6-3-31	かまくらハイジの会
6-3-32	なみっ鼓

2 ライフステージに合わせた施策展開

ライフステージ（妊娠出産期、乳幼児期、学童期、思春期）に沿った各施策や事業を総合的、計画的に展開します。

具体事業	妊娠出産期	乳幼児期 (0~5歳)	学童期 (6~11歳)	思春期 (12~18歳)	重複 掲載
基本目標 1 地域で子育てを支援するまちづくり					
主要施策 1 - 1 情報提供の充実					
1-1-1	かまくら子育てメディアスポットの運営				
1-1-2	「かまくら子育てナビきらきら」の発行				
1-1-3	父子健康手帳				
主要施策 1 - 2 相談体制の充実					
1-2-1	地域子育て相談体制				
1-2-2	「こどもと家庭の相談室」の実施				6-1-4
1-2-3	各種相談体制の充実及び連携				
1-2-4	育児相談及び講演会				
1-2-5	地域の民生委員児童委員、主任児童委員の活動				
主要施策 1 - 3 地域における子育て支援サービスの充実					
1-3-1	子ども会館				4-3-1
1-3-2	子育て支援センターの充実				3-3-2 4-3-2
1-3-3	保育所における地域育児センター活動				
1-3-4	つどいの広場事業				4-3-3
1-3-5	市主催事業における託児サービス				
1-3-6	ファミリーサポートセンター事業				5-2-3
1-3-7	在宅子育て家庭支援事業				
1-3-8	空き店舗を活用した保育サービス等提供施設の設置支援				
1-3-9	一時預かり				1-4-6
1-3-10	短期入所生活援助（ショートステイ）事業				
1-3-11	夜間養護等（トワイライト）				
1-3-12	子育て支援行事等の開催				
1-3-13	子育て親子講座事業				
1-3-14	保育所のホール等を活用した地域での子育て支援事業				
1-3-15	地域開放				
1-3-16	幼稚園における学童保育				
1-3-17	青空自主保育				
1-3-18	青空自主保育				
1-3-19	地域の中での子育て支援事業				
1-3-20	子育て支援グループの連携と交流 子育て支援行事等の開催				
1-3-21	子育てサロン				4-3-9
1-3-22	一日冒険遊び場				
主要施策 1 - 4 保育サービスの充実					
1-4-1	通常保育				
1-4-2	延長保育				
1-4-3	夜間保育				
1-4-4	休日保育				
1-4-5	病後児保育		小学校3年生まで		
1-4-6	一時預かり				1-3-9
1-4-7	特定保育				

具体事業		妊娠出産期	乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～11歳)	思春期 (12～18歳)	重複 掲載
1-4-8	低年齢児保育		対象：6ヶ月未満			
1-4-9	統合保育（障害児保育）					6-3-10
1-4-10	保育園児の健康管理					
1-4-11	送迎保育ステーション事業					
1-4-12	保育サービス評価					
1-4-13	子どもの家					5-2-4
1-4-14	障害児のための子どもの家の受入れ					6-3-11
1-4-15	公立保育所の拠点化					
1-4-16	保育施設の整備・活用					
1-4-17	家庭的保育事業					
1-4-18	公共施設等を活用した保育サービスの提供					
1-4-19	預かり保育					
1-4-20	幼稚園児の健康管理					
主要施策1 - 5 子育て支援のネットワーク体制の充実						
1-5-1	ネットワークの促進					
1-5-2	地域福祉活動					
主要施策1 - 6 経済的支援の充実						
1-6-1	私立幼稚園等就園奨励費補助金の交付					
1-6-2	ひとり親家庭の家賃の助成					6-2-6
1-6-3	小児医療費助成				中学生まで	
1-6-4	ひとり親家庭の医療費の助成					6-2-9
1-6-5	障害者医療費助成					6-3-6
1-6-6	就学援助事業					
1-6-7	奨学金給付事業					
1-6-8	児童手当					
1-6-9	児童扶養手当					6-2-7
1-6-10	特別児童扶養手当					6-3-7
1-6-11	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金					6-2-8
1-6-12	遺児卒業祝金贈呈					
1-6-13	知的障害児通園施設利用支援					6-3-22
基本目標2 子どもと親が健康に暮らせるまちづくり						
主要施策2 - 1 子どもと親の健康の確保						
2-1-1	親子健康教育					
2-1-2	妊婦及び乳幼児健康診査					
2-1-3	親子健康相談					
2-1-4	家庭訪問					
2-1-5	予防接種					
2-1-6	健診後のフォロー体制づくり					
2-1-7	不妊相談の周知					
2-1-8	上級・普通救命講習					
2-1-9	感染症予防の啓発					
主要施策2 - 2 食育の推進						
2-2-1	学校における食育の推進					
2-2-2	親と子の食生活体験学習の開催					
2-2-3	離乳食教室の開催					
2-2-4	栄養相談・栄養指導の実施					
2-2-5	乳幼児健診の場を通じた情報提供					
2-2-6	保育所における食育の推進					
2-2-7	かまくら食育クラブ員の活動支援					
2-2-8	成長・発達にあわせたはたらきかけ					
2-2-9	食育の啓発					

具体事業	妊娠出産期	乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～11歳)	思春期 (12～18歳)	重複 掲載
主要施策2 - 3 思春期保健対策の充実					
2-3-1	思春期相談体制の充実				
2-3-2	親に対する思春期理解への支援				
2-3-3	学校における思春期教育の充実				
2-3-4	児童・生徒理解研修会の実施				
主要施策2 - 4 安心して産み育てられる医療体制の充実					
2-4-1	小児救急医療体制の推進				
2-4-2	小児緊急医療支援事業				
2-4-3	かかりつけ医の確立				
2-4-4	産科診療所運営への支援				
基本目標3 子どもが心身ともに健やかに学び育つまちづくり					
主要施策3 - 1 次代の親の育成					
3-1-1	学習情報の収集と提供				3-3-13
3-1-2	性(命)の尊重、男女平等についての啓発				
3-1-3	小学生と保育園児・幼稚園児の交流				3-2-9
3-1-4	中学生と保育園児・幼稚園児の交流				3-2-10
3-1-5	道徳教育での啓発				
3-1-6	特別活動での啓発				
主要施策3 - 2 学校の教育環境の充実					
3-2-1	環境教育の推進				
3-2-2	学校評議員制度				
3-2-3	世代間交流				
3-2-4	教育相談事業の充実				
3-2-5	幼児教育に関する研究・研修				
3-2-6	心の教育の推進・道徳教育の充実				
3-2-7	国際社会への対応				
3-2-8	情報化社会への対応				
3-2-9	小学生と保育園児・幼稚園児の交流				3-1-3
3-2-10	中学生と保育園児・幼稚園児の交流				3-1-4
3-2-11	各種育成行事				
3-2-12	安全で快適な学校教育環境の整備				
3-2-13	体験学習の推進				
3-2-14	かまくら子ども議会の開催				
3-2-15	個に応じた指導の充実				
3-2-16	読書活動の推進				
3-2-17	各種補助員・介助員の派遣				
3-2-18	ごみの発生抑制及び減量化、資源化啓発事業				
3-2-19	幼児教育の振興				
3-2-20	里山体験学習				
3-2-21	幼稚園教諭の資質の向上				
主要施策3 - 3 家庭や地域の子育て力の向上					
3-3-1	ブックスタート事業				
3-3-2	子育て支援センターの充実				1-3-2 4-3-2
3-3-3	生涯学習施設の提供				
3-3-4	育児教室				
3-3-5	両親学級				
3-3-6	地域での子どもの参画活動				
3-3-7	子どものスポーツの育成				
3-3-8	子ども会館・子どもの家における健全育成				

具体事業		妊娠出産期	乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～11歳)	思春期 (12～18歳)	重複 掲載
3-3-9	学校開放の推進					
3-3-10	青少年指導者の活動支援					
3-3-11	小学生リーダー・ジュニアリーダーの育成					
3-3-12	若者たちが育ち合う場の創設					4-3-4
3-3-13	学習情報の収集と提供					3-1-1
3-3-14	各種育成事業					
3-3-15	総合型地域スポーツクラブの育成					
3-3-16	保育所の地域子育て支援					
3-3-17	放課後子ども教室					4-3-5
3-3-18	放課後子どもプラン					4-3-6
3-3-19	スポーツ活動の促進					
3-3-20	多世代交流地域共同拠点の創設					4-3-7
3-3-21	「市長への手紙(子ども版)」の設置					
3-3-22	青少年健全育成活動					
3-3-23	家庭と地域の教育力活性化セミナー					
3-3-24	鎌倉てらこや事業					
3-3-25	一日深沢プレーパーク					
3-3-26	青少年の体験学習活動					
3-3-27	助成事業					
3-3-28	てらハウス事業					
3-3-29	お泊り里山体験					
主要施策3-4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進						
3-4-1	青少年健全育成に関する啓発					
3-4-2	街頭補導活動の推進					
3-4-3	社会環境実態調査及び有害図書類区分 陳列等調査の実施					
3-4-4	学校と警察の連携の強化					4-2-4
基本目標4 子どもと子育てにやさしいまちづくり						
主要施策4-1 良好な生活環境の整備						
4-1-1	歩道の整備					
4-1-2	生活道路の整備促進					
4-1-3	交通環境の検討					
4-1-4	庁舎内のバリアフリー化の推進					
4-1-5	公園・緑地の整備促進					4-3-8
4-1-6	緑地の確保					
4-1-7	駅施設の整備					
4-1-8	住宅施策の推進					
4-1-9	まちづくり活動の支援					
4-1-10	市営住宅の整備促進					
主要施策4-2 安全・安心まちづくりの推進						
4-2-1	防犯灯管理費補助金の交付					
4-2-2	防犯対策の充実					
4-2-3	自主防犯パトロール活動の推進					
4-2-4	学校と警察の連携の強化					3-4-4
4-2-5	児童安全指導の開催					
4-2-6	防犯教室の開催					
4-2-7	関係機関、団体との協議会の開催					
4-2-8	防犯体制の充実					
4-2-9	防犯に関する普及啓発活動の実施					
4-2-10	事件・事故等緊急対応のポイントの作成・配布					
4-2-11	保護者と地域の連携による防犯活動の推進					
4-2-12	防犯ブザーの配布					

具体事業		妊娠出産期	乳幼児期 (0～5歳)	学童期 (6～11歳)	思春期 (12～18歳)	重複 掲載
4-2-13	学校警備員の配置					
4-2-14	こども安全パトロール員の巡回					
4-2-15	交通安全教室の開催					
4-2-16	スクールゾーンの安全対策					
4-2-17	幼稚園の安全対策					
4-2-18	幼稚園におけるメールシステムの活用					
主要施策4 - 3 子どもや親子の居場所づくりの推進						
4-3-1	子ども会館					1-3-1
4-3-2	子育て支援センターの充実					1-3-2 3-3-2
4-3-3	つどいの広場事業					1-3-4
4-3-4	若者たちが育ち合う場の創設					3-3-12
4-3-5	放課後子ども教室					3-3-17
4-3-6	放課後子どもプラン					3-3-18
4-3-7	多世代交流地域共同拠点の創設					3-3-20
4-3-8	公園・緑地の整備促進					4-1-5
4-3-9	子育てサロン					1-3-21
基本目標5 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現できるまちづくり						
主要施策5 - 1 多様な働き方のできる環境の整備						
5-1-1	育児休業制度の普及・啓発活動					
5-1-2	就労環境改善への支援					
5-1-3	就労情報の提供					
5-1-4	育児休業対策に要する費用への資金融資環境の整備					
5-1-5	「鎌倉市職員子育てサポートプラン」の推進					
主要施策5 - 2 仕事と子育ての両立の推進						
5-2-1	男女共同参画社会づくり					
5-2-2	父親への育児支援					
5-2-3	ファミリーサポートセンター事業					1-3-6
5-2-4	子どもの家					1-4-13
5-2-5	各種保育サービス					主要施策 1-4
基本目標6 専門的な支援を利用しやすいまちづくり						
主要施策6 - 1 児童虐待等の防止対策と支援の充実						
6-1-1	「子どもの権利条約」の周知					
6-1-2	児童虐待防止の啓発					
6-1-3	虐待の早期発見と予防					
6-1-4	「こどもと家庭の相談室」の実施					1-2-2
6-1-5	児童虐待防止ネットワーク組織					
6-1-6	養育支援訪問事業					
主要施策6 - 2 ひとり親家庭への支援の充実						
6-2-1	ひとり親家庭相談					
6-2-2	ひとり親家庭への貸付制度					
6-2-3	家事支援の実施					
6-2-4	ひとり親家庭の団体活動の支援					
6-2-5	緊急保護体制の確保					
6-2-6	ひとり親家庭の家賃の助成					1-6-2
6-2-7	児童扶養手当					1-6-9
6-2-8	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金					1-6-11
6-2-9	ひとり親家庭の医療費の助成					1-6-4

具体事業		妊娠出産期	乳幼児期 (0~5歳)	学童期 (6~11歳)	思春期 (12~18歳)	重複 掲載
6-2-10	自立支援教育訓練給付金事業					
6-2-11	高等技能訓練促進費事業					
主要施策6-3 障害のある子どもとその家族への支援の充実						
6-3-1	相談体制の推進					
6-3-2	療育関係の施設の整備					
6-3-3	統合保育の推進					
6-3-4	発達支援指導					
6-3-5	知的障害児通園支援					
6-3-6	障害者医療費助成					1-6-5
6-3-7	特別児童扶養手当					1-6-10
6-3-8	就学相談					
6-3-9	特別支援教育					
6-3-10	保育所での統合保育					1-4-9
6-3-11	障害児のための子どもの家の受入れ					1-4-14
6-3-12	市民啓発事業					
6-3-13	児童居宅生活支援費事業					
6-3-14	障害児福祉手当					
6-3-15	障害者福祉手当					
6-3-16	障害者福祉タクシー利用料、バス共通カード購入費、福祉有償運送料金、自動車燃料費助成事業					
6-3-17	障害児放課後・余暇支援事業					
6-3-18	補装具・日常生活用具の交付					
6-3-19	発達支援システムネットワークの推進					
6-3-20	5歳児すこやか相談					
6-3-21	障害児者への相談支援体制の推進					
6-3-22	知的障害児通園施設利用支援					1-6-13
6-3-23	相談支援事業					
6-3-24	要保護幼児へのきめ細かな対応					
6-3-25	統合保育					
6-3-26	音楽で遊ぼう					
6-3-27	作って遊ぼうぐるるんぱ					
6-3-28	施設見学					
6-3-29	障害福祉相談員による相談					
6-3-30	プールであそぼう					
6-3-31	かまくらハイジの会					
6-3-32	なみっ鼓					

第4章 目標（計画重点指標）

1 特定事業の目標値

後期計画では、国が指定する特定事業について目標数値を各自治体で設定することが決まっています。前期計画での状況やニーズ調査の結果を踏まえ、これらの各事業について具体的な目標事業量などを以下のように設定します。

（1）特定事業の目標値

事業名	現状値 (平成21年4月1日)	目標値 (平成26年)
通常保育事業(*)	認可保育所受入数 1,669人	認可保育所受入数 1,827人
特定保育事業	一時預かり事業にて対応	
延長保育事業	17か所	19か所
夜間保育事業	未実施	検討
トワイライトステイ事業	0か所	1か所
休日保育事業	2か所	2か所
病児・病後児保育事業	1か所	1か所
放課後児童健全育成事業	16か所 定員数655人	16か所 定員数670人
地域子育て支援拠点事業	7か所	6か所
一時預かり事業	9か所	9か所
ショートステイ事業	3か所	3か所
ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所

* 通常保育事業の目標受入数：ニーズ調査結果から、0歳～5歳の人口に対する現在通園している子の割合と今後通園を希望する子の割合を人口推計値に乗じて算出。なお、設定目標値は将来人口を見据え、「新待機児童ゼロ作戦」最終年度（平成29年度）数値とする。

2 計画の目標

今後、計画全体や重点取組みとしての進捗状況(アウトカム)を点検・評価するため、目標を以下のように設定します。

また、目標については、計画の最終年度である平成26年度にアンケート調査等を通じて、点検・評価を行います。

(1) 計画全体の目標

項目	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
子育てをしている生活に対する満足度	73.4%	拡充
「子どもを産み育てること」に対し社会が評価していると感じる割合	16.6%	拡充
市の子育て支援策(子育て相談支援、保育園整備、小児医療費助成など)が充実していると感じる割合	16.8%	拡充

(2) 重点取組みごとの目標

「保育環境の充実に努めます」

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成26年度)
待機児童数	44人	ゼロ(*)
特定事業の目標値	P.44 参照	

* 国の施策「新待機児童ゼロ作戦(最終年:平成29年)」の達成に向けた「ゼロ」です。

「市民ニーズにあった居場所を整備します」

項目	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
つどいの広場、子育て支援センターの利用状況	使っている 13.7%	拡大
子ども会館の一日あたり平均来館者数	247人	10%アップ

「安全・安心を感じられる環境づくりを推進します」

項目	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
土、日、休日の小児科医夜間配置率	51.7%	拡充
子どもが犯罪の被害にあったことがない率	91.6%	拡充

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制の充実・強化

本計画は、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進する必要があるため、「次世代育成支援行動計画庁内推進委員会」により、関係部局間の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取組みの充実を図ります。

また、後期行動計画を総合的かつ効果的に推進するため、「鎌倉市次世代育成支援対策協議会」による意見交換及び情報共有を行い、計画の推進体制を強化します。

なお、計画に掲げる取組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国、県との連携を深め、必要に応じて協力の要請を行い、計画の推進を図ります。

2 市民や地域との協働による推進

計画の推進にあたって、関係部局間の相互連携はもとより、家庭、学校、地域、企業などがそれぞれの役割を担いながら連携を図り、幅広い分野にわたる子育て支援施策について、総合的な施策の展開に努めます。

また、多様化する市民ニーズにきめ細かく対応していくために、行政サービスにとどまらず、社会福祉協議会をはじめとする地域の団体、ボランティア、NPOなどの各種団体との関わりが重要となることから、連携と協力関係を築いていきます。

3 計画の進行管理

計画の適切な進行管理を進めるために、「鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会」を中心に施策の進捗状況について把握するとともに、「鎌倉市次世代育成支援対策協議会」では、各種施策の推進や新たな課題への対応などに向けて意見を聞き、今後の施策運営に役立てていきます。

また、市民ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とします。

P = PLAN (プラン)(この計画の具体的な事業など)

D = DO (ドゥ)(実行)

C = CHECK (チェック)(点検・評価)

A = ACTION (アクション)(見直し)

このサイクルは、個々の事業ごとにP D C Aと回り、再度、見直し後のPに戻り、具体的事業の改善点を把握し、新たなサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る(充実させる)ことを年度ごとに繰り返していきます。

なお、PDCAサイクルの適用は、基本的には具体的指標を設定している事業としていますが、必要に応じてこれら以外の事業についても評価を行うものとし、計画(事業)を進行管理しながら施策の全体の改善および向上へとつなげていきます。

また、毎年1回、計画の実施状況について点検し、結果を市民に公表するものとし、広報誌やホームページへの掲載などにより市民への周知を図ります。

さらに、平成26年度において、アンケート調査等により、計画・施策レベルの目標値の検証を行い、計画の評価を行います。

